

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア)昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
  - イ)昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- ②無形固定資産……………原則として取得原価  
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的有価証券  
該当事項なし
- ②満期保有目的以外の有価証券
  - ア)市場価格のあるもの  
該当事項なし
  - イ)市場価格のないもの  
該当事項なし
- ③出資金
  - ア)市場価格のあるもの  
会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)
  - イ)市場価格のないもの  
出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①原材料、商品等  
最終仕入原価法による原価法を採用

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	7～50年
工作物	5～75年
機械及び装置	2～40年
車両運搬具	4～5年
物品	2～30年

水道事業会計における量水器は取替法
- ②無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法  
ソフトウェアについては、法定耐用年数の5年に基づく定額法によっています。
- ③リース資産
  - ア)所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法
  - イ)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ①徴収不能引当金  
未収金について  
過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権について  
過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期貸付金について  
該当事項なし
- ②退職手当引当金  
組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上してい

ます。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア)所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ)ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(9)連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超える連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続きを行っています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1)会計方針の変更

該当事項なし

(2)表示方法の変更

該当事項なし

(3)連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項なし

3. 重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

該当事項なし

(2)組織・機構の大幅な変更

該当事項なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

該当事項なし

(4)重大な災害等の発生

該当事項なし

4. 偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況  
該当事項なし

(2)係争中の訴訟等  
該当事項なし

## 5. 追加情報

### (1)連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
愛知県後期高齢者医療広域 連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計 1.02% 特別会計 0.82%
愛知県市町村職員退職手当 組合	一部事務組合・広域連合	みなし連結	—
東三河広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	8.76%
公益財団法人華山会	第三セクター等	全部連結	—
株式会社あつまるタウン田原	第三セクター等	全部連結	—
株式会社グリーンエナジーた はら	第三セクター等	全部連結	—
土地開発公社	地方三公社	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ②地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ③第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。、また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

### (2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3)表示単位未満の取扱い  
該当事項なし